

# 基金情報

No. 147

平成26年4月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成25年度・主要事業概況

事項	3月末数	対前月増減数	事項	3月末数(累計)	
事業所数(件)	217	-2	年金掛金	調定額(円) 1,908,433,162	
加入員数(人)	男子	4,194	-5	収納額(円)	1,901,856,998
	女子	2,130	-6	収納率	99.66%
	計	6,324	-11	事務費掛金調定額(円)	42,561,760
平均標準給与月額(円)	男子	337,051	-17	資産運用	信託資産額(時価) 281億9,859万円
	女子	232,594	294	修正総合利回り	12.79%
	計	301,868	125	ベンチマーク差	-1.51%
受給者数(人)	6,402	-21	慶弔金の支給件数・金額	63件94万円	
平均年金額(円)	525,657	846	年金相談件数	499件	

### 年金関係

## 国の年金額の引き下げが行われます～平成26年4月分より～

平成25年9月分までの国の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。そのため、平成24年度の法律改正で、段階的に年金額の特例水準を解消することになりました。これに伴い、国の年金額は平成26年4月分より0.7%の引き下げが行われます。

### 【当基金の年金について】

当基金の年金は国の老齢厚生年金の一部（報酬比例部分）を代行しているため、在職（当基金加入事業所）されている方の年金については、国の年金額・給与額・賞与額に基づき、厚生年金の在職年金のしくみにより停止すべき額を算出しております。今回、特例水準の解消により国の年金額が変更されますので、当基金の年金額に変更ありませんが、在職年金のしくみにより算出される停止額に変更が生じます。

在職年金の停止額に変更がある受給権者の方へは、平成26年6月2日支払分より変更後の支給額にてお支払する予定となっております。（5月中旬にご本人へご通知いたします。）

### 適用関係

## 「月額変更届」～随時改定～

本年も算定基礎届をご提出いただく時期が近づいてまいりました。算定基礎届の提出にあたり、月額変更に該当される方がいないかご確認ください。該当されるときは、「月額変更届」をご提出ください。

### 【月額変更の要件】

- 昇給降給などで固定的賃金に変動があった
- 変動月から3カ月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき（ここでの報酬とは残業手当などの非固定的賃金を含む）
- 3カ月とも支払基礎日数が17日以上である

## 基金解散に関する事業主説明会 出席日のご連絡について

平成26年5月1日付「基金解散に関する事業主説明会の開催について」をご通知し、出席申込書をお送りいただいております。（出席申込締切日：5月20日（火））  
現在、日程調整を行っており、出席日決定のご連絡につきましては5月21日にご指定のご連絡先へ郵送にてお送りさせていただきます。（FAXまたはメールにてご連絡する予定でしたが、郵送にて送らせていただきます。）

この度は、出席日決定が間際になり、事業主・ご担当者様には、業務ご多忙のところ大変ご迷惑をおかけすることとなりまして誠に申し訳ございません。

**【慶弔金の種類】**

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

**【給付金額】**

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
  - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
  - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
  - 加入期間 3年以上・・・1万円

**【請求手続】**

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

**【権利の消滅】**

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

**\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

**年金の確実な支給のために**

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

**年金相談についてのお願ひ**

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

**掛金は完納しましょう**

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。<口座振替銀行> みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

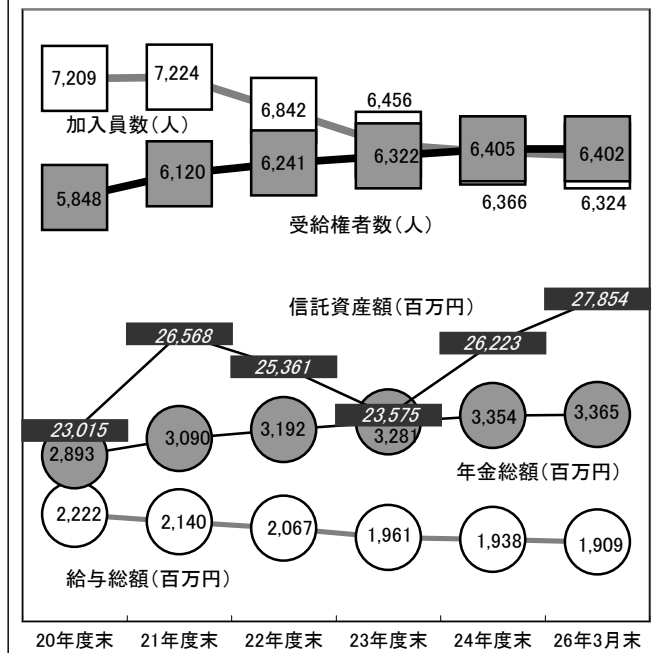
**\* 4月分の掛金納入期限は、平成26年6月2日となりますので、ご協力を願ひいたします。**

**5月の予定**

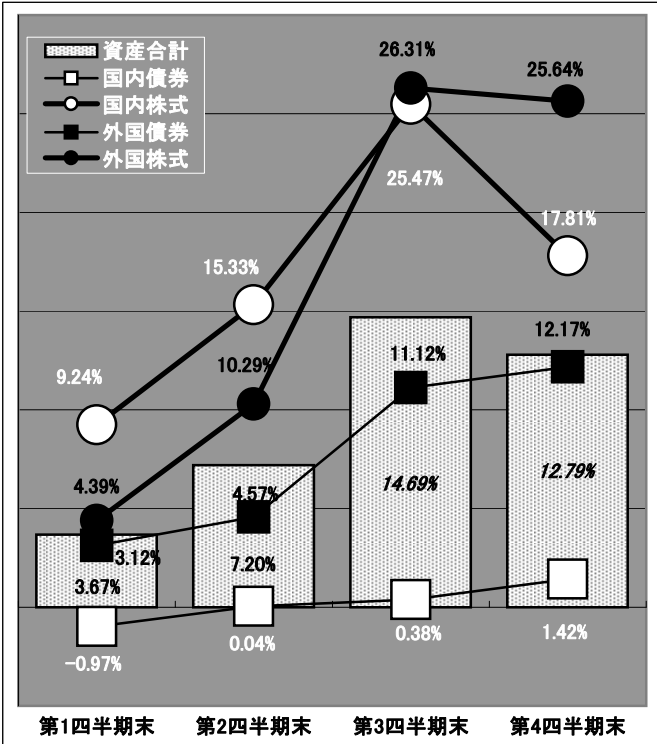
- 15日 告知書(4月分)発送
- 27日 基金解散に関する事業主説明会
- 29日 基金解散に関する事業主説明会
- (6月) 3日・5日 基金解散に関する事業主説明会

**※ 5月分の適用関係書類の切は6月6日です。**

**主要事業の推移**



**年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成25年度>**



**【お願ひ】**

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮の方お願ひいたします  
**ホームページでもご覧いただけます**  
 当「基金情報」をホームページに掲載しています  
 創刊号から直近号までご覧いただけます  
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.elskkn.com>

**設立事業所の異動(規約変更関係等)・3月処理分**

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	浅田クリスタル(株)	閉鎖	H26.3.1
削除事業所	ラボ・グラス(株)	閉鎖	H26.3.21
代表者変更	(株)野崎硝子製作所	宮野 定行氏	H26.3.28